

令和 7 年 1 2 月
令和 7 年第 6 回 栃木市議会定例会
追加議案書及び追加議案説明書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 18 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 162 号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	5

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 12 月 17 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第 19 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 7 年 11 月 10 日

栃木市長 大 川 秀 子

令和 7 年 6 月 9 日、栃木市箱森町地内の錦着山公園において発生した公園管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市泉川町地内居住者

2 損害賠償の額

83,974 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

記

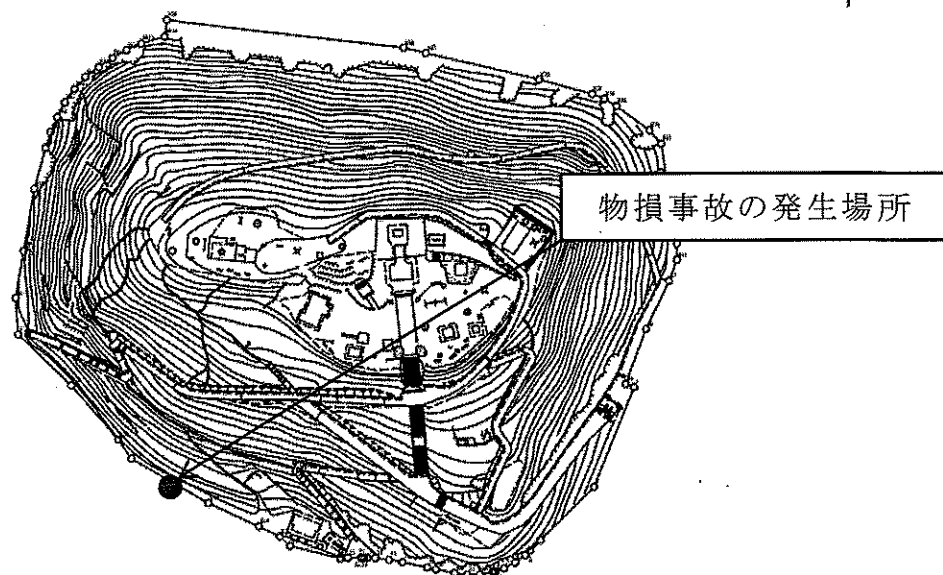
1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めると。

2 以下略

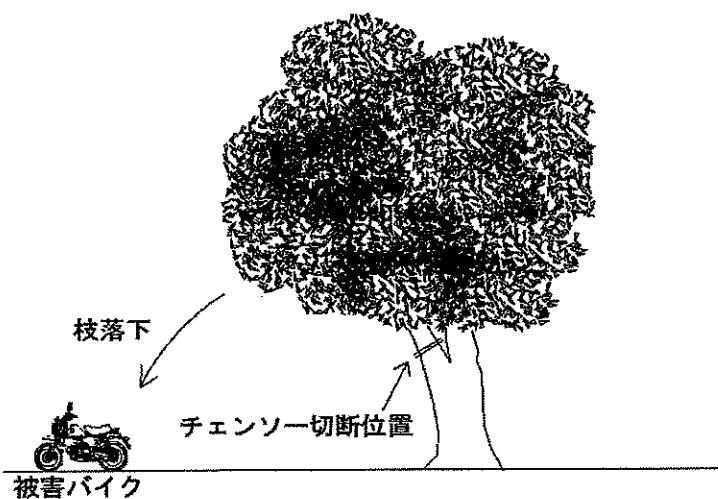
専決第19号

【事故発生場所】

錦着山公園 平面図



【事故発生状況】



公園内園路に植栽されているさくらの枝が、アパート駐車場へと越境していた。枝にロープをくくりつけ、トラックで引っ張りながら剪定したが、剪定した枝が想定よりもバイクの付近に落下し、接触した。

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部
部を改正する条例の制定について

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する
る条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃本市条例第 号

栃本市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

栃本市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成23年栃本市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の4」を「100分の10」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（教職調整額に関する経過措置）

- 2 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第6条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(学 校 教 育 課)

議案第 1 6 2 号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部
部を改正する条例の制定について

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 教職調整額を改めること。(第 6 条関係)
- 2 教職調整額に関する経過措置を定めること。(附則関係)

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

現

行

(教職調整額)

第6条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条第1項の規定により、市費負担教職員にその者の給料月額の下に100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

改 正 案

(教職調整額)

第6条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項の規定により、市費負担教職員にその者の給料月額の下100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

(教職調整額に関する経過措置)

2 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第6条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

